

調剤報酬点数表(平成20年4月1日施行)

《調剤技術料》

項目	算定単位、上限	点数、割合
調剤基本料	処方せん受付1回につき	40点
※1. 月4000回超かつ集中率70%超の保険薬局		18点
※2. 長期投薬の分割調剤時	1分割調剤につき(2回目以降の調剤時)	5点
※3. 後発医薬品の分割調剤時	1分割調剤につき(2回目の調剤時)	5点
基準調剤加算1		10点
基準調剤加算2		30点
後発医薬品調剤体制加算		4点
調剤料		
内服薬	1剤につき、3剤まで	
14日分以下の場合		
1～7日目	1日分につき	5点
8～14日目	1日分につき	4点
15日分～21日分の場合		68点
22日分以上の場合		77点
屯服薬		21点
浸煎薬	1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1調剤につき、3調剤まで	190点
一包化薬	7日分につき	89点
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
嚥下困難者用製剤加算	(内服薬のみ)	80点
無菌製剤処理加算(中心静脈栄養法用輸液)	1日につき(注射薬のみ)	40点
無菌製剤処理加算(抗悪性腫瘍剤)	1日につき(注射薬のみ)	50点
麻薬加算	1調剤につき	70点
向精神薬加算	1調剤につき	8点
覚せい剤原料加算	1調剤につき	8点
毒薬加算	1調剤につき	8点
時間外加算	(調剤基本料+調剤料+後発調剤加算)	100/100
休日加算	(調剤基本料+調剤料+後発調剤加算)	140/100
深夜加算	(調剤基本料+調剤料+後発調剤加算)	200/100
夜間・休日等加算	処方せん受付1回につき	40点
自家製剤加算 <特別の乳幼児用製剤以外>	(内服薬、屯服薬)	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤(内服薬)	7日分につき	20点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤(屯服薬)	1調剤につき	90点
液剤	1調剤につき	45点
自家製剤加算 <特別の乳幼児用製剤>	(内服薬、屯服薬)	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	1調剤につき	120点
液剤	1調剤につき	75点
自家製剤加算	(外用薬)	
錠剤、トロージ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	1調剤につき	90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤	1調剤につき	75点
液剤	1調剤につき	45点
計量混合調剤加算 <特別の乳幼児用製剤以外>	(内服薬、屯服薬、外用薬)	
液剤	1調剤につき	35点
散剤、顆粒剤	1調剤につき	45点
軟・硬膏剤	1調剤につき	80点
計量混合調剤加算 <特別の乳幼児用製剤>	(内服薬、屯服薬、外用薬)	
液剤	1調剤につき	75点
散剤、顆粒剤	1調剤につき	90点
軟・硬膏剤	1調剤につき	80点
後発医薬品調剤加算	1調剤(1剤)につき	2点

《 薬学管理料》

項 目	算定単位、上限	点数、割合
薬剤服用歴管理指導料	処方せん受付1回につき	30点
麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用防止加算(処方変更あり)		20点
重複投薬・相互作用防止加算(処方変更なし)		10点
後期高齢者薬剤服用歴管理指導料	処方せん受付1回につき	35点
麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用防止加算(処方変更あり)		20点
重複投薬・相互作用防止加算(処方変更なし)		10点
薬剤情報提供料(後期高齢者を除く)	処方せん受付1回につき、月4回まで	15点
長期投薬情報提供料		
長期投薬情報提供料1	情報提供1回につき	18点
長期投薬情報提供料2	服薬指導1回につき	28点
後発医薬品情報提供料	処方せん受付1回につき	10点
調剤情報提供料	処方せん受付1回につき	15点
服薬情報提供料	月1回に限り	15点
服薬指導情報提供加算		15点
外来服薬支援料		185点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	月4回(がん末期患者等は月8回)まで	
在宅療養患者		500点
居住系施設入居者等		350点
麻薬管理指導加算		100点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回まで	500点
麻薬管理指導加算		100点
在宅患者緊急時等共同指導料	月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		100点
退院時共同指導料	入院中1回(がん末期患者等は2回)まで	600点
後期高齢者終末期相談支援料	患者1人につき	200点

《 薬剤料》

項 目	算定単位、上限	点数、割合
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	調剤料の所定単位につき	1点
“(所定単位につき15円を超える場合)”	調剤料の所定単位につき	10円又はその端数を増すごとに1点

《 特定保険医療材料料》

項 目	算定単位、上限	点数、割合
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

注1. 調剤報酬点数 = 調剤技術料 + 薬学管理料 + 薬剤料 + 特定保険医療材料料

注2. 1点 = 10円